

市有財産売却に係る一般競争入札募集要項

国東市では、行政目的で使用しなくなった遊休地（普通財産）を地域の活性化を目的として有効活用を図るため、一般競争入札により市有財産を売却します。

市有財産売却の一般競争入札への参加申込みにあたっては、この募集要項及び入札心得書、別添契約書（案）の記載事項を承知するとともに、物件調書等を参考にした上でお申し込みください。

1. 入札に付する物件

物件番号	所在地	地目等	面積	予定価格 (最低売却価格)
2	(土地) 国東市国見町大熊毛 字日平 510 番ほか	雑種地	7782.00 m ²	5,883,000 円 (建物・構造物の 評価額は 0 円)
	(建物) 木造スレート葺平屋建	倉庫	約 32.00 m ²	
	(建物) ブロック造陸屋根平屋建	更衣室・ ポンプ室	約 28.00 m ²	
	(構造物) 鉄筋コンクリート造	屋外プー ル	約 630.00 m ²	
7	(土地) 国東市武蔵町糸原 字原 1367 番 1 ほか	雑種地	906.58 m ²	3,091,437 円

※各物件の詳細については、物件調書を確認してください。また、事前に必ず入札参加者ご自身において、土地及び諸規制について調査、確認を行ってください。

2. 入札参加者の資格

入札には、個人、法人を問わず参加することができます。また、共有（2 名以上の個人）名義による参加も可能です。ただし、次のいずれにも該当しない方に限ります。

- (1) 宗教活動・政治活動を行う事業者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
(一般競争入札の参加者の資格)
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定に該当する者。
(職員の行為の制限)
- (4) 市町村税等（市町村税以外の使用料、その他の債権を含む。以下同じ）を滞納している者。法人にあつては、その代表者も含む。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再

生手続き開始の決定を受けている者を除く。)

- (6) 国東市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 17 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者。
- (7) 国東市指名停止基準（平成 18 年告示第 6 号）に基づく、指名停止を受けている者。
- (8) 指定期日までに売買代金の支払いができない者。

3. 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

国東市財政課財産管理係（国東市役所本庁 3 階）

(2) 日時

令和 7 年 6 月 11 日（水）から令和 7 年 6 月 27 日（金）までの午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。ただし、土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日を除く。

4. 入札参加申込みの受付場所及び日時

(1) 受付場所

国東市役所財政課財産管理係（国東市役所本庁 3 階）

(2) 受付日時

令和 7 年 6 月 11 日（水）から令和 7 年 6 月 27 日（金）までの午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。ただし、土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日を除く。

なお、郵送による入札参加申込みの場合、令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 5 時 00 分必着とします。

(3) 申込方法

入札の参加申込には、一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）と下記に掲げる書類を添付して提出してください。なお、使用印鑑は、印鑑登録のあるものを使用してください。

ア 市町村税の完納証明書（直近 1 年間） 1 通

（法人にあっては、その代表者も含む。）

イ 住民票（法人にあっては法人の登記事項証明書）又は外国人登録原票記載事項証明書 1 通

ウ 印鑑証明書 1 通

エ 誓約書（様式第 2 号） 1 通

※ ア、イ、ウについては、告示日以降に交付されたものとします。

(4) 留意事項

ア 申込みは物件ごとに申し込みください。

イ 共有名義での申込みは、共有者を代表して入札手続きを行うものを決め、他の共有者については別紙共有予定者一覧（様式第 1 号別紙）に、共有予定者全員が連名で、(3)に掲げているアからエに掲げる添付書類（共有予定者全員分）を付して申込みください。

ウ 申込みにあたり、市は物件の利用等に係る諸規制について調査・確認を行いません。

エ 申込書を提出された方には、市有財産売却一般競争入札申込受理票（様式第 3 号）を送付しますので、入札日に持参してください。

5. 現地見学会について

申込みにあたり、現地説明を希望される場合は、現地見学会参加申込書(様式第4号)に必要な事項を記入のうえ、国東市役所財政課財産管理係(国東市役所本庁3階)にご提出ください。提出先は「14. 問い合わせ先」の通りです。

現地見学会申込み締切日は令和7年6月19日(木)午後5時00分までとし、申込みがない場合、現地見学会は開催しません。

現地見学会の実施期間は、令和7年6月12日(木)から令和7年6月26日(木)とし、ご案内時間は午前9時00分から午後4時00分までの間で調整させていただきます。申込み期限内に申込みいただければ、日程調整のうえ随時ご案内いたします。

6. 入札執行の場所及び日時

(1) 場所：国東市役所 本庁2階 201会議室

(2) 日時：令和7年7月11日(金)午後2時00分より入札を執行します。

物件番号2	午後2時00分～
物件番号7	午後2時30分～

入札開始予定時刻の30分前までに、「本庁2階 204会議室」にて受付をしてください。

入札開始時刻に遅れた場合は、入札には参加できません。

(3) 入札時の持参品等

ア 国東市有財産売却一般競争入札申込受理票(様式第3号)

イ 印鑑(印鑑登録のあるもの)

ウ 入札書(様式第5号)、入札書を入れる封筒

エ 委任状(様式第6号)(代理人の場合のみ)

オ 入札保証金納入済を証するもの(領収書の原本)

カ 入札保証金還付請求書(様式第7号)

(4) 入札の方法

次のア～ケに従い、入札をしてください。

ア 入札書(様式第5号)には、個人にあつては入札者の住所及び氏名、法人にあつては入札者の所在地、法人名及び代表者名を記入押印のうえ、入札を執行する職員の指示に従い入札してください。

イ 入札書(様式第5号)の押印は、一般競争入札参加申請書(様式第1号)に押印した印鑑を使用してください。ただし、代理人によって入札する場合は、委任状(様式第6号)に押印された代理人の使用印を入札書(様式第5号)に押印してください。

ウ 入札書(様式第5号)は、封筒に入れ、かつ、封筒の表面に「入札書」という表題と氏名(法人の場合はその商号又は名称)を記入の上、封筒に割印を押印し提出すること。

エ 郵送による入札は認めません。

オ 提出した入札書(様式第5号)は、取替、修正又は取り消すことはできません。

カ 入札は1回のみとし、落札者がいないときは流会とします。

キ 入札金額は、物件の価格の総額を記入してください。

ク 入札書（様式第 5 号）への金額の記入は、アラビア数字で記入し、金額の頭書には「〒」を記入してください。

ケ 入札金額は納入した入札保証金額の 20 倍以内とすること。（20 倍を超えると（5）入札の無効要件のケに該当します）

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当の場合は、当該者の行った入札は無効となります。

ア 入札者としての資格のない者のした入札

イ 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

ウ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

エ 同一の入札について 2 以上の入札をした者のした入札

オ 同一の入札について 2 以上の入札者の代理人となった者のした入札

カ 入札金額の訂正に訂正印のない入札

キ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札

ク 予定価格より低い金額を記入した入札

ケ 入札保証金の 20 倍を超える金額を記入した入札

コ 前各号に掲げるもののほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

(6) 落札者の決定

次のア～エに従い、落札者の決定をいたします。

ア 開札は、入札後直ちに入札者の立会いの下で行い、国東市があらかじめ定めた予定価格以上の金額で、かつ、最高の金額をもって入札をした者を落札者とします。

イ 落札者となるべき同金額の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該者に代えて当該入札に関係のない国東市職員にくじを引かせます。

ウ 落札者が決定した場合は、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいない場合はその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

エ 落札者は、辞退すること、又はその権利を他人に譲渡することはできません。

7. 入札保証金

入札参加者は、入札開始までに入札保証金を納入しなければなりません。

(1) 納入方法

本市において発行する納入通知書により納入してください。

(2) 納入金額

入札しようとする金額の 100 分の 5 以上の金額を納入してください。

※納入した金額の 20 倍以内しか入札金額を記入することができません。

(3) 納入時期及び場所

入札開始前までに本市が指定する金融機関にて納入してください。

(4) その他

ア 落札者以外の方は、入札会終了後、入札保証金還付請求書（様式第 7 号）の提出

により還付手続きを行います。なお、還付請求から還付までには10日程度要します。

イ 落札者が納入した入札保証金は、契約保証金または売買代金に充当することができます。

ウ 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当するか売買契約締結後に落札者へ還付するまで、本市において預かります。

エ 落札者の入札保証金を還付する場合は、売買契約締結後、落札者からの還付請求により速やかに還付手続きを行います。なお、還付請求から還付までには10日程度要します。

オ 入札保証金は、利息は付しません。

8. 契約の締結

落札者は、入札日から7日以内に別に定める契約書により契約を行ってください。

契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

落札者が納入した入札保証金は、契約締結時に入札保証金充当依頼書（様式第8号）を提出することにより、契約保証金に充当できます。入札保証金を売買代金に充当する場合は、契約時に売買代金を全額納入できる場合に限りです。

落札者が契約の締結に応じない場合、当該落札はその効力を失い、落札者が納付していた入札保証金は、国東市に帰属することになります。

共有名義で参加した場合は、「共有者全員」の名義で締結することになります。

9. 売買代金の納付方法

売買代金（落札が決定した入札書記載の金額）の支払方法は、次の(1)又は(2)のいずれかを選択してください。

(1) 契約締結時に売買代金全額を納入する方法

この場合、契約保証金は不要です。なお、落札者が提供していた入札保証金は、入札保証金充当依頼書（様式第8号）を提出することにより、売買代金に充当できます。

(2) 契約締結時に契約保証金を納入し、後日売買代金の残額を納入する方法

ア 契約締結時に納入通知書により契約保証金（契約金額の100分の10以上）を納入してください。その際、落札者が提供していた入札保証金は、入札保証金充当依頼書（様式第8号）を提出することにより、契約保証金に充当できます。

イ 落札者は、納入通知書により、90日以内の指定期日までに売買代金を納入してください。その際、落札者が提供していた契約保証金は、契約保証金納付換依頼書（様式第9号）を提出することにより、売買代金に充当できます。

ウ 売買代金を支払期限までに納入できなかった場合には、契約は無効となり、契約保証金は、国東市に帰属することとなり返還はできません。

エ 契約保証金には、利息は付しません。

オ 契約保証金を納入できない場合には、契約はできません。

10. 売買代金の支払いに融資を利用する場合

融資を利用する場合は、国東市に報告してください。融資手続の結果、融資の全部または一部について承認を得られないときは、売買契約を解除することができます。ただ

し、国東市が定める契約解除期限までに書面により通知しなければ、本契約を解除できません。

融資を得られず契約が解除された場合は、契約保証金を返還いたしますが、利息は付しません。また、原状回復により売買物件を返還していただきます。

11. 禁止用途

落札者は売買物件を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸付けてはなりません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これらに類する用途
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これらに類する用途
- (4) 葬祭場等に類する多数の人が集まる施設、墓地・霊園、宗教施設等、その他近隣・周辺環境との調整が困難と想定される事業の用途

12. 所有権の移転

所有権は、売買代金が完納されたときに移転するものとし、同時に物件の引き渡しがあったものとします。

所有権移転登記は、物件の引渡し後、国東市が嘱託登記にて行ないますので、必要書類を提出してください。なお、所有権移転登記に必要な登録免許税その他の必要書類に係る一切の費用および、契約締結以降の公租公課は落札者の負担となります。

13. 売買物件の注意事項

売買物件は現況有姿のまま引き渡します。また、地盤調査等各種調査は行っていないので、調査が必要な場合は、落札者の責任と費用負担にてお願いします。

国東市は、この売買物件の新たな境界明示、境界立会、測量及び地積更正登記は行いません。境界に係る全ての問題は、落札者の責任と費用負担にて処理をお願いします。

売買物件内及び近隣に電柱や擁壁等の工作物及び樹木があっても、現状有姿のまま引き渡しますので、国東市は移設、撤去、伐採、改修等を行いません。

この公告に定めのない事項については、国東市契約規則その他関係法令の定めるところによります。

売買契約について、市有財産売買契約書（案）の内容を確認してください。

14. 問い合わせ先

〒873-0503

国東市国東町鶴川 149 番地 国東市役所財政課財産管理係

電話 0978-72-5165

電子メールアドレス zaisankanri@city.kunisaki.lg.jp